

## 【参考資料】

---

### ①PFOSおよびPFOAの概要

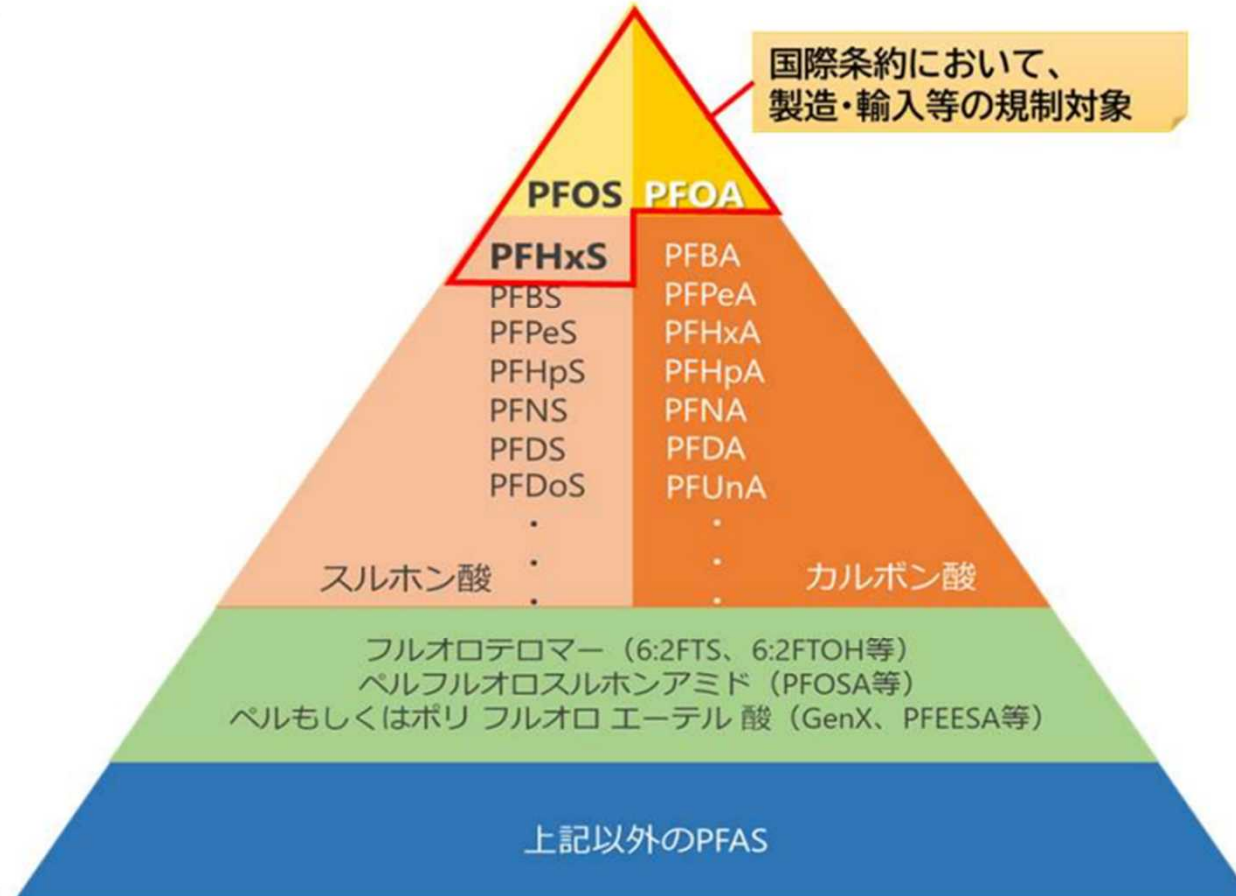
---

## PFASの 基礎知識

## PFASとは

PFAS = ペルフルオロアルキル化合物 及び ポリフルオロアルキル化合物 の総称  
 POPs条約においては、PFOS、PFOA※、PFHxS※の3つの化学物質が廃絶等の対象。  
 ※PFOA、PFHxSについては、分枝異性体とその関連物質も含む。

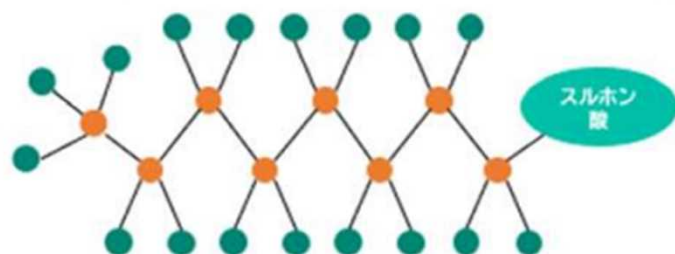
全PFAS 10,000物質以上



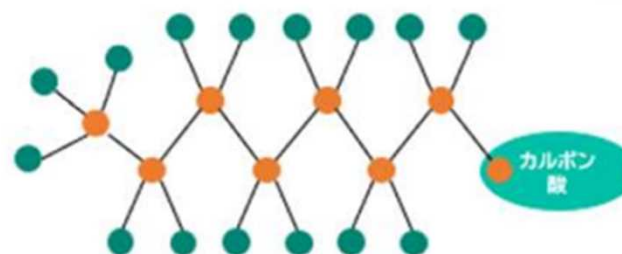
## PFASの 基礎知識

## PFOS・PFOAとは

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)



PFOA(ペルフルオロオクタン酸)



炭素原子



フッ素原子



スルホン酸、カルボン酸など

### 主な用途

半導体用反射防止剤・レジスト、  
金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 など

### 主な用途

フッ素ポリマー加工助剤  
界面活性剤 など

### 性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性

### 規制等の状況

- ・ スtockホルム条約(POPs条約)の廃絶等の対象物質
- ・ 国内法(化学物質審査規制法)に基づき、新たな製造・輸入等を原則禁止
- ・ 水道水や河川・地下水等の水質の暫定目標値を設定し、飲み水としての摂取を防止

環境・身のまわりの  
PFOS・PFOA等

## PFOS・PFOA等を含む製品(1)フッ素加工品

### PFOS・PFOAを含むPFAS

撥水・撥油性、熱・科学的安定性

撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用  
反射防止剤等の幅広い用途で使用

#### 身のまわりのフッ素加工品

- ・ フッ素コート製品
  - ・ 撥水加工、防汚加工の衣料品
  - ・ 撥水スプレー
  - ・ フライパン等の調理器具
  - ・ ハンバーガー等の包装用紙
- ・ スキーやスノーボードのワックス
- ・ 業務用消火器(泡消火器)

### 製造・輸入等が原則禁止されているPFAS

#### PFOS :

日本国内で家庭用品の製造に使用されていたという報告はありません。

#### PFOA :

- ・ フッ素コート剤の製造過程にて使用  
→ 国内での製造・輸入禁止に先立つ企業の自主的な取組で、全廃
- ・ カーペット等の繊維製品等  
→ 2019年に行われた6歳以下の子どもに着目したリスク評価で、これらの製品等を使用し続けても、そのリスクは、懸念されるレベルにはないとされました。



PFOS・PFOA以外の  
フッ素化合物が  
使われています。

---

## ②国の対応状況

---

## ② 国の対応状況(製造・輸入等の規制)

(環境省資料抜粋)

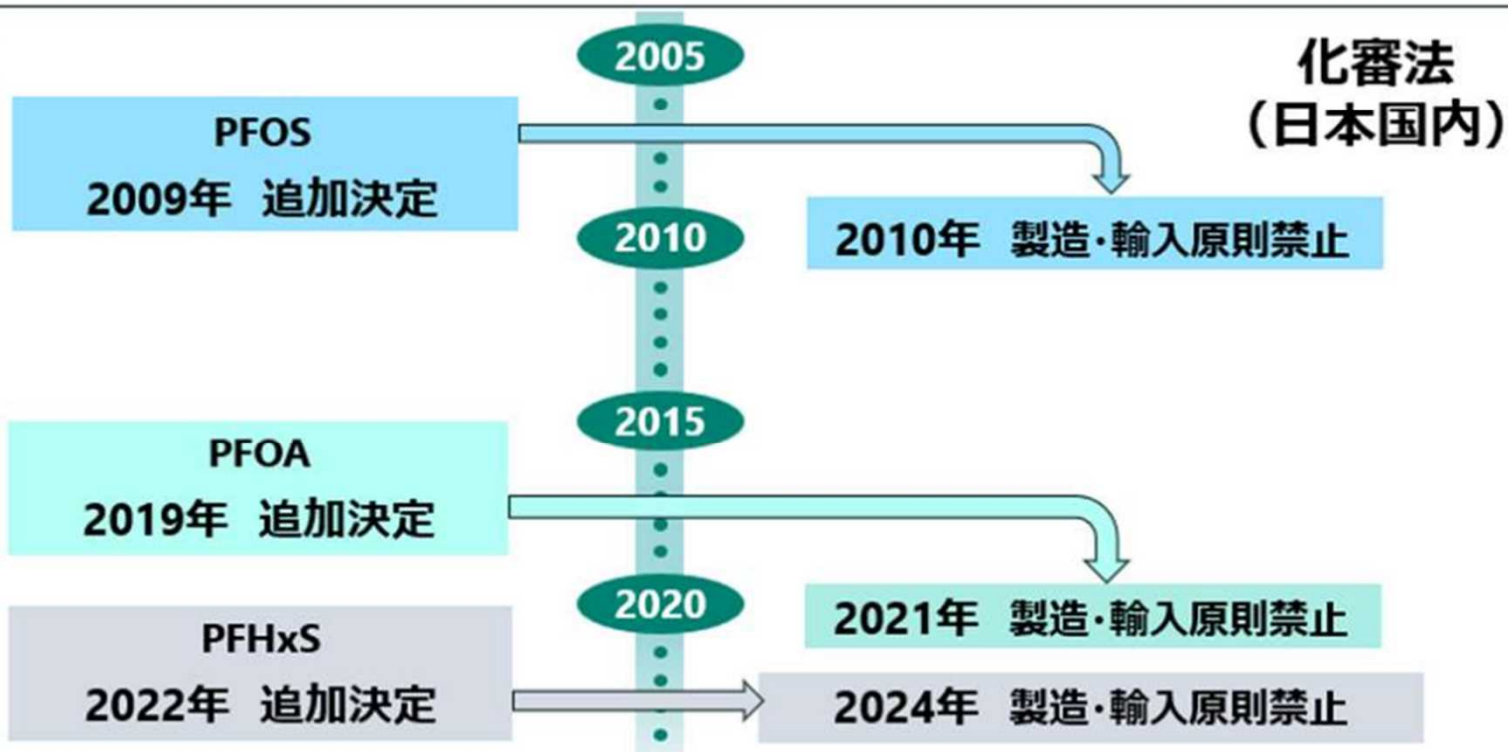
PFASの  
基礎知識

### 日本国内での規制(化審法)

#### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

化学物質の「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」といった性状や、環境中での残留状況に着目し、製造・輸入の規制や管理措置を講じる。  
ストックホルム条約(POPs条約)の廃絶等の対象物質については、化審法上の「第一種特定化学物質」に指定し、製造・輸入の原則禁止などの措置を講じている。

#### POP<sub>s</sub>条約



## ② 国の対応状況(泡消火薬剤)

(環境省資料抜粋)

別添 1



### 令和 6 年度PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査 (概要)

- POPs条約国内実施計画のため、PFOS等を含有する泡消火薬剤の全国在庫量を 4 年ごとに調査。(今回調査から PFOSに加えPFOA、PFHxSについても調査対象となっている)
- PFOS等を含有する泡消火薬剤の量は約209万L (うち、PFOS等の含有量は約12トン)。前回調査と比べて、PFOS含有泡消火薬剤の量は45%減、PFOS含有量は36%減。
- 施設別では、消防機関、空港、自衛隊関連施設が大幅減(代替が進捗)。石油コンビナート等やその他(駐車場)は微増しているが、PFOS等含有泡消火薬剤が新たに設置されることはないため、調査精度の向上が主な理由と考えられる。

|                       | 計     | 消防機関  | 空港    | 自衛隊<br>関連施設 | 石油コンビ<br>ナート等 | その他(駐車場) |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------------|---------------|----------|
| PFOS含有泡消火薬剤の量(万リットル)  | 185.0 | 4.4   | 6.3   | 0           | 78.1          | 96.3     |
| PFOS含有量(トン)           | 11.45 | 0.19  | 0.48  | 0           | 1.96          | 8.84     |
| PFOA含有泡消火薬剤の量(万リットル)  | 23.9  | 7.4   | 3.5   | 4.0         | 5.0           | 3.9      |
| PFOA含有量(トン)           | 0.012 | 0.004 | 0.002 | 0.002       | 0.003         | 0.002    |
| PFHxS含有泡消火薬剤の量(万リットル) | 0     | 0     | 0     | 0           | 0             | 0        |
| PFHxS含有量(トン)          | 0     | 0     | 0     | 0           | 0             | 0        |

#### 参考：前回(令和2年度)の調査結果

|                      | 計     | 消防機関  | 空港   | 自衛隊<br>関連施設 | 石油コンビ<br>ナート等 | その他(駐車場) |
|----------------------|-------|-------|------|-------------|---------------|----------|
| PFOS含有泡消火薬剤の量(万リットル) | 338.8 | 119.2 | 14.2 | 38.0        | 87.1          | 80.5     |
| PFOS含有量(トン)          | 17.82 | 3.01  | 1.44 | 3.84        | 1.92          | 7.62     |

※四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある。

## ② 国の対応状況(泡消火薬剤)

(環境省資料抜粋)

別添 3



### PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量と代替促進の取組

関係省庁・関係団体と協力しつつ、PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組を進めている。

| 泡消火薬剤の使用者                | 代替促進の取組                                                                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防機関                     | <b>消防庁</b> は、各消防本部に対し、PFOS含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけており、9割以上（2019年末比）を交換・処分済み。2026年度末に交換・処分完了計画である。引き続きPFOS等含有泡消火薬剤の代替を進める。                                                |
| 空港<br>(会社、国、特定<br>地方、地方) | <b>国土交通省</b> は、国が管理・運営する空港においては、2024年度中にPFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を完了する予定であり、地方管理空港管理者等に対しても、交換・処分を働きかけている。また、会社管理の成田空港、中部国際空港、関西国際空港については、現在は規制対象の泡消火薬剤は所有していないことを把握している。 |
| 自衛隊関連施設                  | <b>防衛省</b> は、PFOS含有泡消火薬剤について、2024年9月末までに交換・処分完了。今後、PFOA等含有泡消火薬剤の代替について検討を進める。                                                                                      |
| 石油コンビナート等                | <b>経済産業省</b> は、石油コンビナート等事業者に対し、パンフレットの配布等により、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけている。                                                                                           |
| その他<br>(駐車場)             | <b>環境省・消防庁</b> は、パンフレットの配布等により、民間事業者に対し、点検等の機会を捉えて、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を行うよう働きかけている。<br>また、さらなる実態把握の強化や、代替促進のため、調査事業を行う予定。                                           |

## ② 国の対応状況(水道水全国調査)

(環境省資料抜粋)

### 調査概要

水道施設におけるPFOS 及びPFOA の検出状況等を把握するため、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道を対象に、国土交通省と環境省が共同で令和6年5月29日に「水道におけるPFOS 及びPFOA に関する調査」を発出。

### 結 果

#### 1 水道事業・水道用水供給事業 (1745事業)

- PFASの暫定目標値(50ng/L)超過はゼロ
- 2割(332事業)の水道から検出

※専用水道…居住人口101人以上、最大供給水量20m<sup>3</sup>を超える社宅、学校、病院、事業場などの自家用の水道

#### 2 専用水道※ (1929件)

- 11都道府県44件で暫定目標値(50ng/L)超過
- 主に自衛隊施設等から検出
- 未だ7割以上が調査に未回答

### 超過した場合の対策方法

- 水道水源の変更や別水源からの導水
- 活性炭による水処理 など

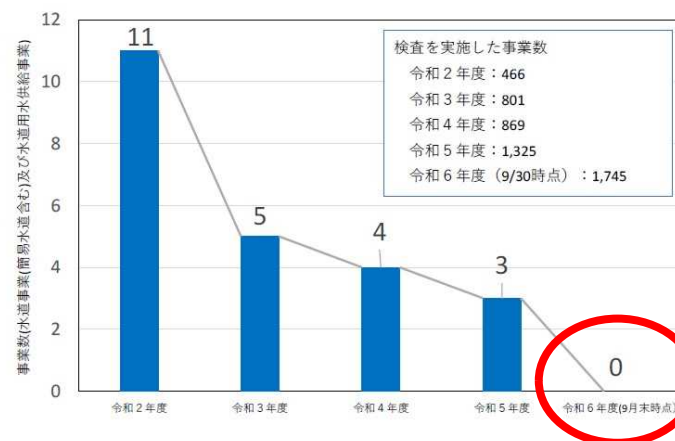


図1-1 年度別 PFOS 及び PFOA の暫定目標値を超過した事業数

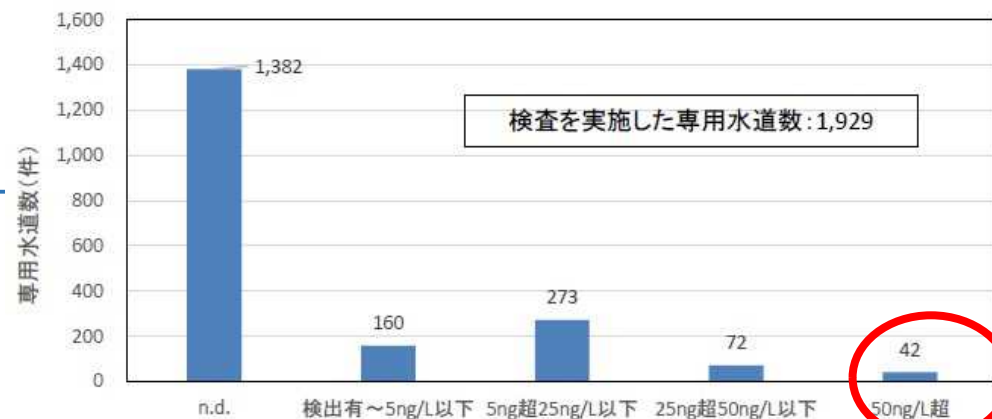


図2 PFOS 及び PFOA の検出状況

### 食品安全委員会のPFASの食品健康影響評価について



- 食品安全委員会は、自らの判断で行う食品健康影響評価として、令和5年2月に「**有機フッ素化合物 (PFAS) ワーキンググループ**」を設立。

#### ○これまでの開催状況

- ・令和6年6月末時点でPFASワーキンググループを9回開催。
- ・収集・整理した文献情報（約3,000報）や海外機関による評価の内容等の科学的知見を踏まえ、20数名の専門家により調査審議を行い、**PFOS・PFOA・PFHxSが人の健康に与える影響**について評価。

#### ○食品安全委員会による評価結果（令和6年6月25日公表）

耐容一日摂取量（TDI）※：**PFOS ⇒ 20 ng/kg 体重/日**  
**PFOA ⇒ 20 ng/kg 体重/日**  
**PFHxS ⇒ 現時点では算出は困難**

※耐容一日摂取量（TDI, Tolerable Daily Intake）とは、人が毎日一生涯にわたって摂り続けても、現時点での知見から見て、健康への悪影響がないと考えられる一日当たりの量。

## PFOS及びPFOAの摂取と健康影響の関連



## エンドポイントごとの検討結果

※エンドポイント...健康影響(症状)  
の評価項目

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 肝臓    | 増加の程度が軽微であること、のちに疾患に結びつくか否かが不明であり臨床的な意義が不明であること等から、影響を及ぼす可能性は否定できないものの <u>証拠は不十分であり、指標値を算出することは困難</u>                                                                                                                                                                                                                   |
| 脂質代謝  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 免疫    | ワクチン接種後の抗体応答の低下について、可能性は否定できないものの、これまで報告された知見の <u>証拠の質や十分に課題があり、指標値を算出することは困難</u>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 生殖・発生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>疫学研究：出生時体重低下との関連は否定できないものの<u>知見は限られており</u>、出生後の成長に及ぼす影響については不明であり、<u>指標値を算出するには情報が不十分</u></li> <li>動物試験：出生児への影響について複数の報告が同様の結果を示し、<u>証拠の確かさは強い</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、<u>動物試験の結果は高用量でみられた影響であり、疫学研究でみられた出生時体重の低下とは分けて考えることが適当</u></li> </ul> </li> </ul> |
| 発がん   | <ul style="list-style-type: none"> <li>PFOAと腎臓がん、精巣がん、乳がんとの関連については、関連がみられたとする報告はあるものの、ほかに関連がなかったとする報告もあり、結果に一貫性がなく、<u>証拠は限定的</u></li> <li>PFOSと肝臓がん、乳がん、PFHxSと腎臓がん、乳がんとの関連については、<u>証拠は不十分</u></li> </ul>                                                                                                                |

PFOS及びPFOAの摂取と健康影響の関連について、動物試験・疫学研究から得られた科学的知見を、一つ一つ精査した結果、活用可能な根拠として、PFOS及びPFOAの動物試験でみられた出生児への影響が挙げられました。



### 発がん性の評価 (食品安全委員会)

#### <発がん性>

- **PFOS**及び**PFOA**において動物試験でみられた肝臓や脾臓での腫瘍形成などの事象は、げっ歯類特有のメカニズムによる可能性がある又は機序の詳細は不明であることから、ヒトに当てはめられるかどうかは判断できない。
- 疫学研究から、
  - **PFOA**と腎臓がん、精巣がん、乳がんとの関連については、結果に一貫性がなく、証拠は限定的
  - **PFOS**と肝臓がん、乳がん、**PFHxS**と腎臓がん、乳がんとの関連については、証拠は不十分

発がん性に関する知見から指標値を算出するには  
情報が不十分であると判断した

<参考> 食品安全・オンラインセミナー「有機フッ素化合物(PFAS)の食品健康影響評価書(案)」

説明資料: <https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20240222ik1>

動画(Youtube): <https://www.youtube.com/watch?v=zwktwnGHRQQ>

## ② 国の対応状況(水質の暫定目標値)

(環境省資料抜粋)

### PFOS及びPFOAにおける水質に係る暫定目標値の算定根拠 (令和2年)



#### 毒性評価

耐容一日摂取量：  
人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、  
一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、  
体重1kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。

**20**  
[ng/kg 体重/日]

体重

**50** [kg 体重]

×

1日当たりの摂取量

**2** [L/日]

×

水の飲用に係る割当率

**10** [%]

=

暫定目標値

**50** [ng/L]

水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。

- ・ PFOS、PFOA  
それぞれ50 ng/L
- ・ 暫定目標値は  
安全側に  
PFOSとPFOAの  
合算で50 ng/L

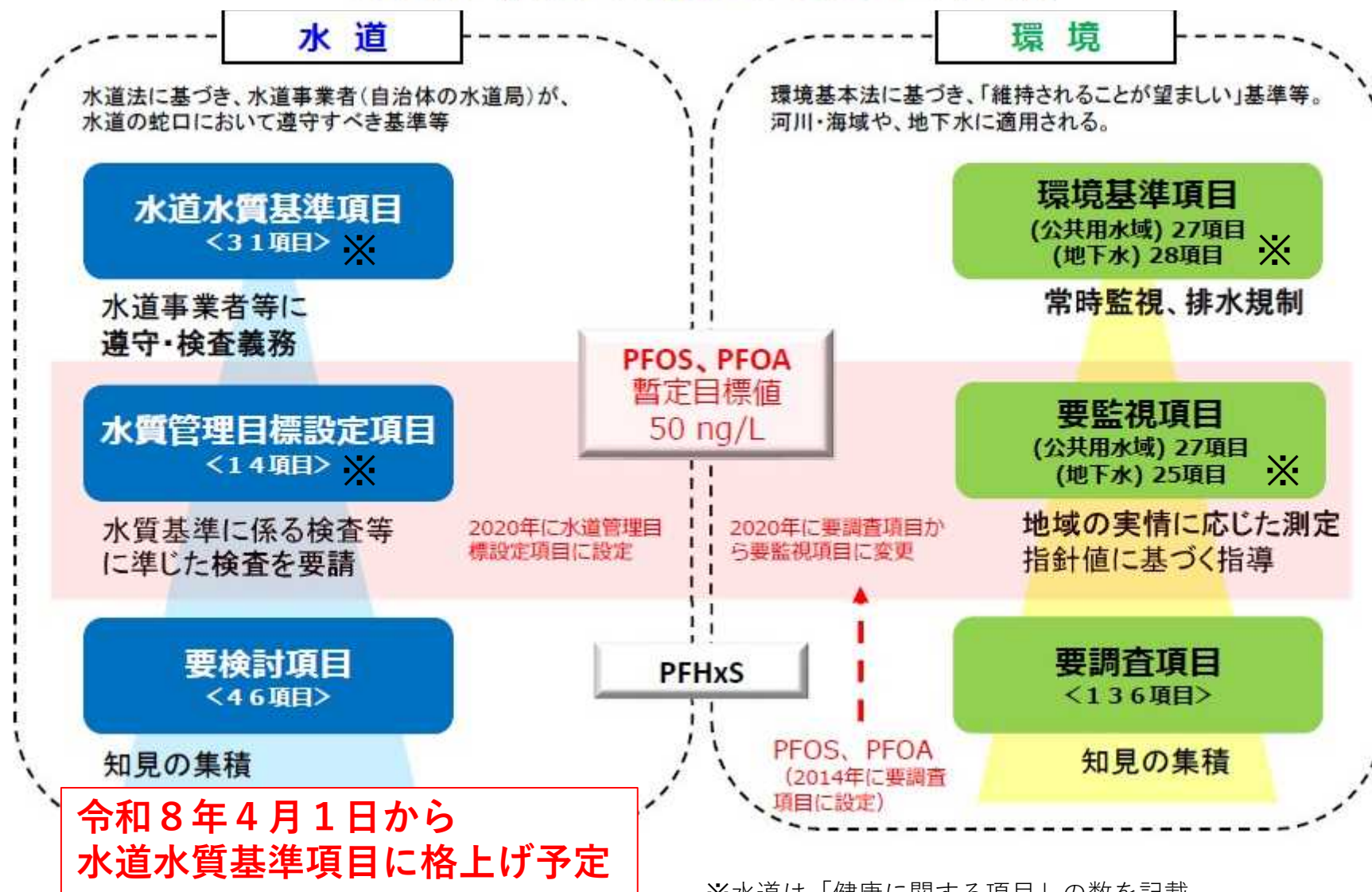
令和2年当時、各国・各機関が行った毒性評価のうち、妥当と考えられる評価値の中から安全側の観点から最も低い値として以下を採用。

- ・ PFOSについては、**20ng/kg/day** (豪、NZ及び米) : 仔動物の体重減少
- ・ PFOAについては、**20ng/kg/day** (米) : 仔動物の発達異常

## ② 国の対応状況(水質の暫定目標値)

(環境省資料抜粋)

### 水質に関する水道と環境の体系



※水道は「健康に関する項目」の数を記載

※環境は「人の健康の保護に関する項目」の数を記載

## ② 国の対応状況(水質の暫定目標値)

(環境省資料抜粋)

### (参考) 米国の第一種飲料水規則について



#### <米国の飲料水規則(4月10日に公表)>

##### **PFOS、PFOA**については

○「ヒトに発がん性がある可能性がある」と評価し、発がん性に関する閾値があることが否定できないことから、基本的な考え方として「**最大汚染レベル目標値**」を**ゼロ**とした上で、実行可能な処理法やコストを考慮した実現可能性または定量性を踏まえ「**最大汚染レベル**」(規制実施可能なレベル)を

- ・ **PFOS** 4 ng/L
- ・ **PFOA** 4 ng/L

と設定※。

※3年以内にモニタリングを実施し、基準超過の場合は5年以内に削減措置

類似物質についても、飲料水中の「最大汚染レベル目標値」「最大汚染レベル」※1を設定。

※1 類似物質については「最大汚染レベル目標値」「最大汚染レベル」は同値

○GenX、PFNA、PFHxSそれぞれ**10 ng/L**

○GenX、PFBS、PFNA、PFHxSのハザードインデックス(HI)※2は**1未満**

※2 ハザードインデックス(HI)とは、GenX、PFBS、PFNA、PFHxSの各物質の飲料水中濃度(ng/L)を、それぞれ10ng/L、2000ng/L、10ng/L、10ng/Lで割って足した数値

$$\text{ハザードインデックス(HI)} = \frac{\text{GenX}}{10\text{ng/L}} + \frac{\text{PFBS}}{2000\text{ng/L}} + \frac{\text{PFNA}}{10\text{ng/L}} + \frac{\text{PFHxS}}{10\text{ng/L}}$$

→ **内閣府食品安全委員会**では、米国の規制値の根拠となった知見も含めてPFOS・PFOAの健康影響について評価しているが、同知見は**科学的知見が不十分**として採用していない。

---

## ③本県の状況

---

## 1 現 状

- ・ 令和3年度から公共用水域水質測定計画の測定項目に「P F O S および P F O A」を追加し、琵琶湖8定点および県内25河川の定点で定期的に水質調査を実施している（河川は国土交通省、大津市、滋賀県が共同で実施）。
- ・ これまでの調査の結果、暫定目標値である50ng/Lの超過はなく、濃度に大きな変化はない。

### <令和3年度以降の調査結果>

和邇川：27～41ng/L、柳川：18～39ng/Lなど

琵琶湖：（北湖）4～5ng/L、（南湖）5～12ng/L

瀬田川：3～12ng/L

## 2 今後の方針

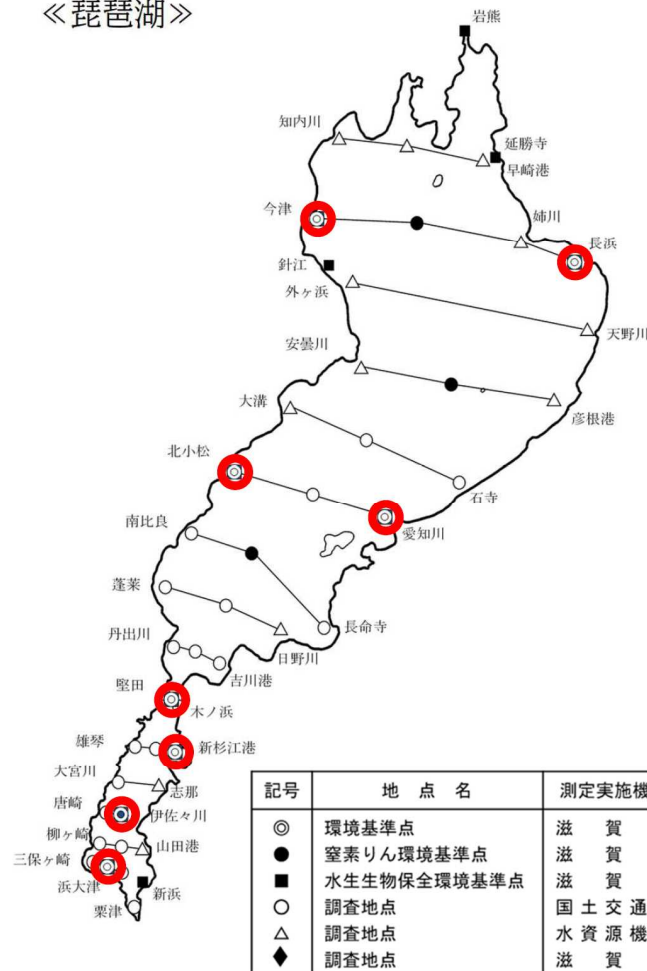
- ・ 引き続き状況把握のため琵琶湖、河川の水質調査を実施していく
- ・ 目標値を超過した場合、暫定目標値超過時の体制等（対応フロー図）に基づき対応

### ③ 琵琶湖、河川での検出状況

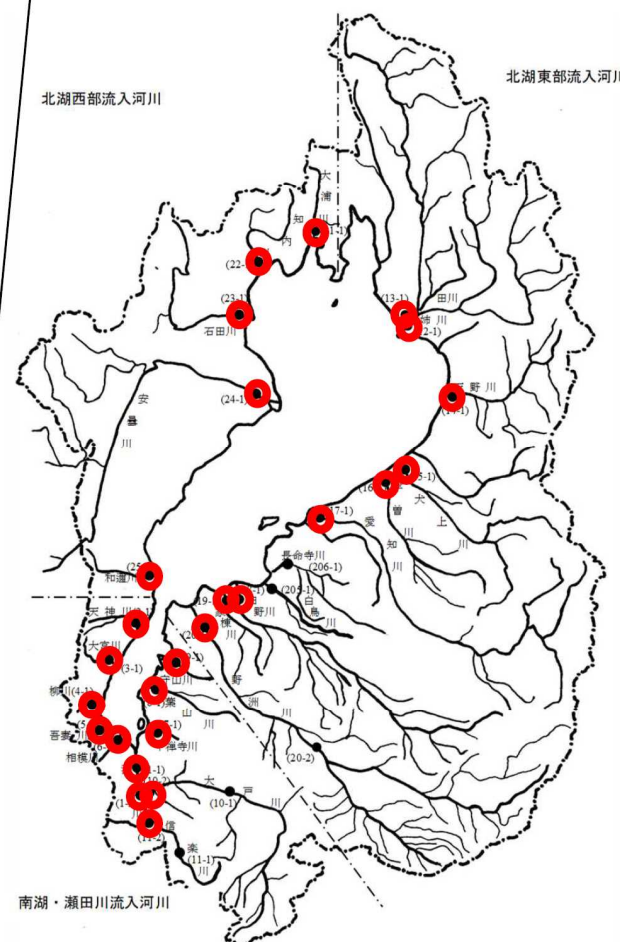
(琵琶湖保全再生課)

#### 【参考】琵琶湖、河川におけるPFOSおよびPFOAの調査地点

《琵琶湖》



《河川》



#### 調査頻度

琵琶湖(8地点):年1回測定。

河川 瀬田川を除く24河川:5年で全ての河川を一巡するローテーション調査

瀬田川(2地点):年1回測定

### ③ 琵琶湖、河川での検出状況

(琵琶湖保全再生課)

#### 【参考】PFOSおよびPFOAの調査結果

(ng/L)

| 水域名     | 地点統一<br>番号 | 平成21年度～<br>平成23年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------|------------|-------------------|---------|---------|---------|
|         |            | 最小値～最大値           | 最小値～最大値 |         |         |
| 天神川全域   | 2-1        | 13                | 3～12    | 9       | -       |
| 大宮川全域   | 3-1        | 4                 | <2～4    | <2      | -       |
| 柳川全域    | 4-1        | 13～17             | 18～24   | 39      | 20      |
| 吾妻川全域   | 5-1        | 15                | 5～7     | 5       | -       |
| 相模川全域   | 6-1        | 15                | 9～13    | 14      | -       |
| 十禅寺川全域  | 7-1        | 20～29             | 11～37   | 31      | 25      |
| 葉山川全域   | 8-1        | 13～26             | 15～28   | 16      | -       |
| 守山川全域   | 9-1        | 12～41             | 17～37   | 24      | 30      |
| 大戸川全域   | 10-1       | -                 | -       | -       | -       |
|         | 10-2       | 14～17             | 11～18   | 23      | -       |
| 信楽川全域   | 11-1       | -                 | -       | -       | -       |
|         | 11-2       | 14                | 5～13    | 5       | -       |
| 姉川本流全域  | 12-1       | 1～1               | <2～2    | <2      | -       |
| 田川本流全域  | 13-1       | 4                 | <2～2    | <2      | -       |
| 天野川本流全域 | 14-1       | 5                 | 2～4     | 3       | 3       |
| 犬上川本流全域 | 15-1       | 3～6               | 2～3     | 2       | -       |
| 宇曽川本流全域 | 16-1       | 5                 | 3～4     | 3       | -       |
| 愛知川本流全域 | 17-1       | 9～12              | 3～6     | 5       | -       |
| 日野川本流全域 | 18-1       | 13～20             | 11～15   | 11      | -       |
| 家棟川本流全域 | 19-1       | 20                | 16～36   | 25      | 19      |
| 野洲川本流全域 | 20-1       | 19                | 8～11    | 3       | -       |
|         | 20-2       | 12～15             | 4～6     | 3       | -       |
| 大浦川全域   | 21-1       | 3                 | <2～2    | 2       | -       |
| 知内川全域   | 22-1       | 1                 | <2～<2   | <2      | -       |
| 石田川全域   | 23-1       | N.D               | <2～3    | <2      | <2      |
| 安曇川全域   | 24-1       | N.D               | <2～<2   | <2      | -       |
| 和邇川全域   | 25-1       | 11～31             | 27～33   | 41      | 27      |
| 瀬田川全域   | 1-1        | 3～14※             | 6～6     | 12      | 6       |
|         | 1-51       | 14※               | 4～6     | 5       | 3       |
| 北 湖     | -          | 3～11※             | 4～5     | 4～5     | 4～5     |
| 南 湖     | -          | 3～31※             | 5～11    | 5～12    | 5～10    |

※瀬田川全域、北湖および南湖は、平成21年度～平成27年度の値

### ③ 県内の水道等での検出状況(水道事業体)

(生活衛生課)

## 1 現 状

- 水道事業体のPFOS、PFOAの検査結果については別添のとおりであり、国の暫定目標値(50ng/L)を超過した事例はない。
- 地下水を水源とする水道事業体で検出されている傾向がある。

| 1 表流水を水源とするもの |            |       |       |             | (単位:ng/L) |
|---------------|------------|-------|-------|-------------|-----------|
| 水道事業体         | 水源池        | 採水箇所  | 採水日   | PFOS + PFOA | 目標値(暫定)   |
| 企業庁           | 水口         | 浄水場出口 | R6.8  | 8           | 50以下      |
| 企業庁           | 吉川         | 浄水場出口 | R6.8  | <5          |           |
| 甲賀市           | 上朝宮        | 給水栓   | R6.7  | <5          |           |
| 大津市           | 新瀬田、膳所、柳が崎 | 給水栓   | R6.8  | <5、<5、6     |           |
| 2 地下水を水源とするもの |            |       |       |             | (単位:ng/L) |
| 水道事業体         | 水源池        | 採水箇所  | 採水日   | PFOS + PFOA | 目標値(暫定)   |
| 栗東市           | 十里         | 給水栓   | R6.8  | 17          | 50以下      |
| 守山市           | 播磨田        | 給水栓   | R6.6  | 20          |           |
| 野洲市           | 比江         | 給水栓   | R5.11 | 15          |           |
| 甲賀市           | 中野         | 給水栓   | R6.7  | 10          |           |
| 近江八幡市         | 南部配水系      | 給水栓   | R6.6  | 13          |           |

## 2 今後の方針

- 県においても主要な水道水源における水質監視を実施しており、引き続き国内外の動向および水道事業者の検査結果を注視していく。

### ③ 県内の水道等での検出状況(水道事業体)

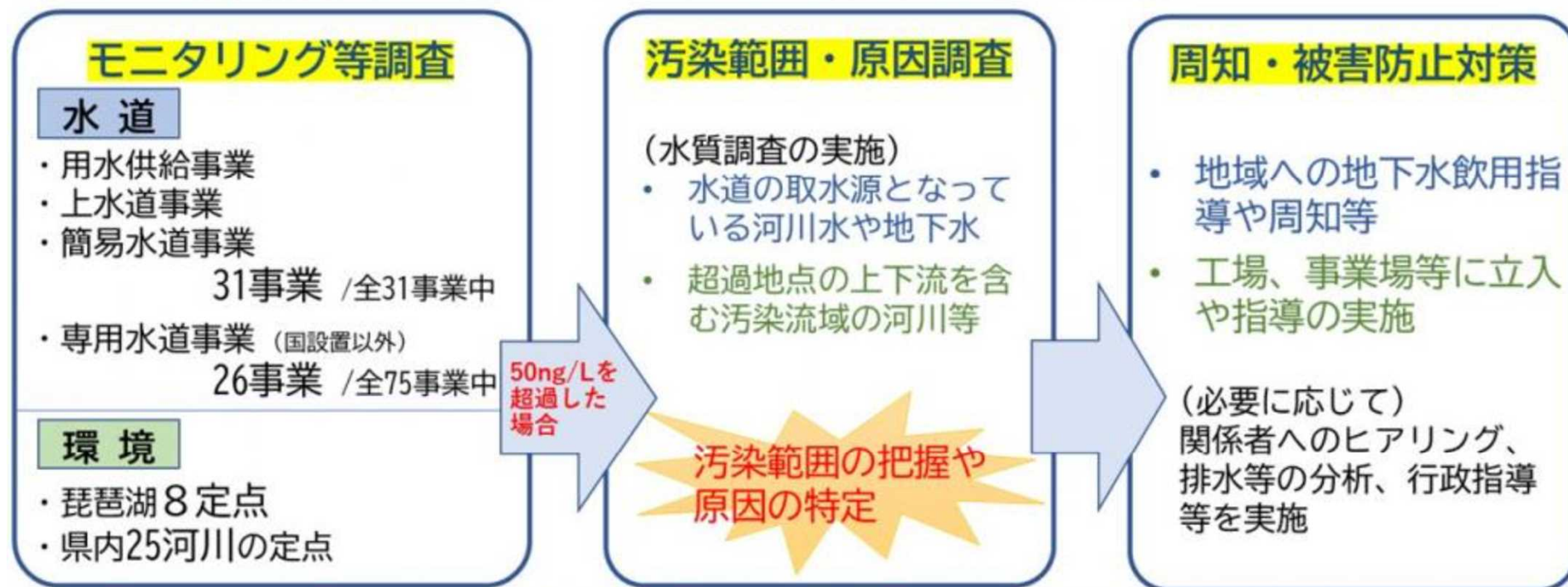
(生活衛生課)

#### ・【参考】県内水道事業者のPFOS、PFOAの検査結果

|          | 事業者名                 | 検査実績 | 検査地点   | 令和4年度(ng/L) | 令和5年度(ng/L) | 令和6年度(ng/L) |
|----------|----------------------|------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 上水道      | 大津市水道事業              | 有    | 給水栓水   | 6           | 7           | 5           |
|          | 彦根市水道事業              | 有    | 給水栓水   | nd          | nd          |             |
|          | 近江八幡水道事業             | 有    | 給水栓水   | 6           | 19          | 13          |
|          | 草津市水道事業              | 有    | 浄水場出口水 | nd          | 7           | nd          |
|          | 守山市                  | 有    | 給水栓水   | 25          | 30          | 20          |
|          | 栗東市上下水道事業所           | 有    | 給水栓水   | 30          | 23          | 17          |
|          | 甲賀市水道事業              | 有    | 給水栓水   |             | 11          | 10          |
|          | 野洲市上下水道事業所           | 有    | 給水栓水   |             | 15          |             |
|          | 湖南市上下水道事業所           | 有    | 浄水場出口水 | nd          | nd          | nd          |
|          | 高島市水道事業              | 有    | 原水     |             |             | nd          |
|          | 東近江市水道事業             | 有    | 給水栓水   |             | nd          | 6           |
|          | 米原市水道事業              | 有    | 給水栓水   |             |             | nd          |
|          | 日野町水道事業              | 有    | 給水栓水   |             |             | nd          |
|          | 竜王町水道事業              | 有    | 給水栓水   |             |             | 7           |
|          | 豊郷町水道事業              | 有    | 給水栓水   | nd          | nd          | nd          |
|          | 甲良町水道事業              | 有    |        | nd          | nd          | nd          |
|          | 多賀町水道事業              | 有    | 原水     |             |             | nd          |
|          | 長浜水道企業団              | 有    | 浄水場出口水 | 5           | 5           | nd          |
|          | 長浜水道企業団 浅井上水道事業      | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 長浜水道企業団 高月浄水場事業      | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 愛知郡広域行政組合            | 有    |        |             |             | nd          |
| 水道用水供給事業 | 湖南水道用水供給事業           | 有    | 浄水場出口水 | 8           | 7           | 8           |
| 簡易水道     | 長浜水道企業団 湖北西部地区簡易水道事業 | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 長浜水道企業団 湖北中部地区簡易水道事業 | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 長浜水道企業団 木之本簡易水道事業    | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 長浜水道企業団 西浅井簡易水道事業    | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |
|          | 長浜水道企業団 郡上地区簡易水道     | 有    | 浄水場出口水 |             | nd          | nd          |

### ③ 本県の対応フロー

#### 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に対する本県の対応フロー



(令和7年2月現在)

- ・ 水道および環境ともに暫定目標値の50ng/Lを超過した事業や地点はありません
- ・ 水道水は現在測定義務はありませんが、令和8年4月の「水道基準」への格上げにより測定が義務化される予定です。

● 滋賀県HP内の有機フッ素化合物に関するページURL

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyoku/341666.html>